

原子力損害賠償制度に関する若干の所見  
(原子力損害賠償制度部会)

一橋大学 山本和彦

◆ 紛争解決制度（ADR）について

- ・ 現在のセンターは、多くの仲介委員・調査官など関係者の多大な努力により重要な機能を果たしてきたと評価できる。仮にセンターがなければ、訴訟事件の洪水をもたらす、それ以上に、納得を得られずに賠償を諦めた泣き寝入りの被害者が多数出た可能性がある。センターの運営は、いわば「走りながら考える」4年間の積み重ねであったが、現在、比較的安定した運用に辿り着いているものと思料する。このようなセンターの4年間の経験は、今後の制度整備においても出発点に置くべきものであろう。
- ・ 今後の紛争解決制度を考えるについては、原子力損害賠償紛争の特性を常に念頭に置く必要がある。このような紛争は、事故が起きていない平時には全く存在しないが、いったん事故が発生した場合には、多数の解決困難な事件が短い期間に集中し、迅速な解決が求められるという性質を有する。その意味で、事故発生後迅速かつ円滑に組織を立ち上げ、事件処理に当たれるように、平時から十分な備えをしておく必要がある。その点からすれば、法律において、明確な形で組織及び手続を予め位置づけておく必要があると考える。
- ・ 組織面の問題としては、上記のような紛争の性質上、民間型ADRでの対応はそもそも困難であり、現在の行政型の組織は基本的に相当であると解する。ただ、他の行政型ADRをみると、より組織の独立性を重視しているものも見られ、参考になると思われる。このようなADRでは、紛争の相手方に賠償資金を支出する主体として国が関わっており、被害者からみた公正さの外観を保つためには、組織構成になお工夫の余地があるかもしれない。但し、他方で、原子力損害賠償の特徴から、平時も含めた恒常的な組織にするのは難しいという面もあり、他の行政型ADRとの差異も踏まえた検討が必要になろう。
- ・ 手続面の問題としては、現在、和解仲介（評価型ADR）＋特別事業計画による尊重宣言という枠組みは、基本的に相当なものであり、一定の実効性も担保されている。ただ、被害者側は、その属性や被害の内容・金額等極めて多様であり、その紛争解決に対するニーズにも様々なものがある。その意味では、もう少し紛争解決のツールを豊富なものにしてもよいのではないかという印象はもつ。この点では、公害等調整委員会など他のADRの状況も参考にしながら、現実の紛争解決ニーズに即して、実効的な解決を図ることができるような紛争解決方法を更に工夫していく余地はないかと考える。

◆ 電力会社の責任について

- ・ 原子力事故を起こし、損害賠償義務を負った電力会社の責任を考える上で重要な点は、被害者救済や除染等を完全に図ることを前提にしながら、それらのために一定の公的資金を（一時的であれ）投入することが制度の前提になるとすれば、債務者（電力会社）の債権者や株主に対して一定の負担を求めることが必要になるという点である。債権者や株主がその地位を維持しながら、納税者に一定の負担を求めることは、相当ではないし、理解を得られるものでもないと思われる。
- ・ 以上のような前提をとるとすれば、そのような負担を求める方法としては、電力会社の法的倒産手続があると考えられる。もちろん、他に、そのような実質を達成できる制度構成があればそれによることも考えられてよいが、債権者や株主の同意なしに一定の負担を求めることができる方法があるのか、明らかではない。
- ・ 電力会社を法的倒産手続によって処理するには、様々な問題点が指摘されている。それらがクリアできるかどうかは、制度構成に際して問題となる。例えば、①電力債の優先権の問題（結果として賠償義務が切り捨てられる可能性があること）、②取引先債権の切り捨ての問題（取引先の事故収束や除染等に対する協力調達が困難になること）、③債権確定に要する時間の問題などである。これらは東京電力の事案に関しては妥当した面があるが、今後もおおそうであるか、検証の必要があるように思われる。
- ・ まず、①電力債の優先権については、損害賠償義務については、機構の支援スキームにおいて別途対応可能であるとすれば、倒産手続の中では電力債に劣後しても、救済が否定されることにはならない可能性がある。同様の問題は、金融機関の破綻の場合の預金債権等についてもあるが、そこでは預金保険等のスキームによって救済が可能であり、金融機関自体は法的手続で対応されている。
- ・ 次に、②取引先の協力については、現在の法的手続では、少額債権として優先弁済の可能性があり、決定的な問題にはならないのではないかとと思われる。JALの会社更生手続に代表されるように、商取引債権については全額弁済をしてその協力を求めるという手法は実現可能と考えられる。
- ・ 最後に、③債権確定の困難については、確かにそういう面があるが、前述のように、損害賠償義務の救済については、別途倒産手続の外で行っていくスキームを前提にすれば、対応が不可能とも思われぬ。同様に、債権確定が困難である過払金債務が多数ある消費者金融会社の更生・再生手続でも、債権確定を先送りしながら実質的に事業再生を勧めるスキームが実用化されている。
- ・ 以上のような点を考えれば、法的手続が必須のものではないが、債務者（電力会社）の債権者や株主に負担を求めていく仕組みについて、引き続き真剣な検討が必要であると思われる。